

和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児救急医療の確保を図るため、あんしん子育て救急整備運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、次の事業を補助の対象とする。

- (1) 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が行うあんしん子育て救急整備運営事業（原則として二次保健医療圏単位で、地域の小児科を標榜する病院群又は病院が、病院群輪番制方式又は共同利用型病院方式により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整える事業のことをいう。また、原則として、初期救急医療施設からの転送患者を受け入れる診療体制を整えるものとする。以下同じ。）
- (2) 市町村等以外の病院の開設者が行うあんしん子育て救急整備運営事業に対し市町村等が行う補助事業

(補助金額)

第3条 この補助対象事業における補助金の限度額は、それぞれ次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号の事業については、別表の1の欄に定める基準額と同表の2の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（次号において「選定額」という。）に3分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第2号の事業については、選定額と市町村等が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第4条 規則第4条に規定する補助金交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
事業計画書 経費所要額調 所要額明細書 歳入歳出予算書（抄本） その他参考となる資料	別記第1号様式 別記第2号様式 別記第3号様式	2部	別途通知

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 市町村等は、県から間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第5号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	提出部数	提出期限
経費所要額精算書 実績額明細書 月別実施表 患者数等調 歳入歳出決算（見込）書の抄本 その他参考となる資料	別記第6号様式 別記第7号様式 別記第8号様式 別記第9号様式	2部	別途通知

(書類の経由)

第7条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業施行地を管轄する保健所を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成１５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１５年９月１日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱は、平成１５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年９月２７日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成１６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年２月３日から施行し、この要綱による改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成１７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年１月２９日から施行し、改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成１８年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年１０月２日から施行し、改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成２０年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２２年７月１２日から施行し、改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成２２年度の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成２７年３月９日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成２６年度の補助金から適用する。
- 3 改正前の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱別表（注）２の規定は、平成２６年度分までの補助金については、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成３１年２月２０日から施行し、改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、平成３０年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年３月２５日から施行し、改正後の和歌山県あんしん子育て救急整備運営費補助金交付要綱の規定は、令和２年度の補助金から適用する。

別表（第３条関係）

1 基 準 額	2 対 象 経 費
次により算出された額の合算額 （常勤の体制） 1 休日 A、休日 B 及び夜間 2 6 , 3 1 0 円 × 診 療 日 数 2 休日 C 1 3 , 1 5 0 円 × 診 療 日 数 3 夜間加算（労働基準法（昭和 22 年法律第 4 9 号）第 3 7 条第 1 項及び第 3 項に定める割増賃金（時間外（125/100 以上）及び深夜（150/100、160/100 又は 125/100 以上））を手当している場合に限る。） 1 9 , 7 8 2 円 × 診 療 日 数	あんしん子育て救急整備運営事業に必要な次に掲げる経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費（医師雇上謝金）

（注）休日の取扱い

休日 A 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日及び年末年始の日（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）で、原則として午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの

休日 B 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日で、原則として午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの

休日 C 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日及び年末年始の日（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）又は週休二日制に伴う土曜日若しくはその振替日で、原則として午前 8 時から午後 1 時まで、又は午後 1 時から午後 6 時まで診療を行うもの

夜間 原則として午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの